

平成 1 8 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について（案）

第 1	平成 1 8 年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	1
第 3	食品健康影響評価の実施	3
第 4	リスクコミュニケーションの促進	6
第 5	緊急の事態への対処	9
第 6	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	9
第 7	食品の安全性の確保に関する調査	1 0

項 目	記 載 事 項	こ れ ま で の 実 施 状 況 及 び 今 後 の 取 組 (予 定)
第1 平成18年度における委員会の運営の重点事項	<p>1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務を円滑かつ着実にを行う必要がある。</p> <p>2 平成18年度においては、特に、次の事項を重点的に推進していくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会としての役割を適切に果たしていくために、委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営をより一層推進する。 ・ ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の大幅な増加に適切に対応するために、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施する体制を強化する。 ・ 委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施するために、必要なガイドラインの策定等に資する研究として食品健康影響評価技術研究をより一層推進する。 ・ 全国各地で開催する意見交換会の運営方法の向上及び実施体制の拡充に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進める。新たに、地域におけるセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う事業を実施する。 ・ 特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進する。 ・ 食品安全総合情報システムの整備については、さらに食品のリスク評価に関し知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを構築することにより、委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集、整理及び活用し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制の確立を図る。 	<p>平成18年度においては、特に、次の事項について重点的に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度食品安全委員会運営計画に基づき、委員会及び各専門調査会の計画的な運営に努めており、今後も、計画的かつ効率的な運営をより一層推進する。 ・ ポジティブリスト制度の施行に伴い、農薬専門調査会に所属する専門委員を増員し、専門調査会の下に5つの評価部会を設置するとともに、事務局の体制を強化したところであり、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に従い、個別の物質ごとに調査審議を進めているところである。 ・ 食品健康影響評価技術研究については、平成18年度新規課題として5研究領域8課題を採択するとともに、平成17年度に採択した研究課題7研究領域8課題の中間評価を実施した。 ・ 効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進めるため、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を平成18年1月16日開催の食品安全委員会第168回会合において決定したところであり、今後、これに基づき、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図る。 また、地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するため、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を全国13カ所で開催する予定であり、併せて、リスク分析の考え方を分かりやすく説明した内容のDVDを制作する。 ・ ホームページや季刊誌等を通じ、大豆イソフラボンや食中毒、ポジティブリスト制度の導入など国民の関心が高いテーマについて、正確でわかりやすい情報の提供に努めている。 また、新たに子供向けリーフレットを作成するとともに、6月から電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）を行っている。 ・ 平成16年度より整備を進めている食品安全総合情報システムについて、平成17年6月1日より一部運用を開始し、当委員会のホームページに公開しており、今後も国内外の食品の安全性の確保に関する情報の蓄積・整理を進めていく。
第2 委員会の運営全般	<p>1 会議の開催 委員会会合の開催 原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> <p>企画専門調査会の開催 委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度食品安全委員会運営計画（平成17年3月31日委員会決定）のフォローアップ、平成17年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成18年5～6月ごろ） ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～9月ごろ） 	<p>本年度においては、28回の委員会会合を、原則として毎週木曜日14時から開催し、これらすべてを公開で開催している。</p> <p>企画専門調査会においては、6月14日に第15回会合を開催し、平成17年度食品安全委員会運営計画のフォローアップを行い、平成17年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議した。 また、9月27日に第16回会合を開催し、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定を行い、「ひじき中の無機ヒ素に関する食品健康影響評価」等5件について更に審議を行うことを決定した。</p>

- ・平成18年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ）
- ・基本的事項のフォローアップ（平成19年1月ごろ）
- ・平成19年度食品安全委員会運営計画の審議（同年2月ごろ）

今後は、12月4日開催の第17回会合において、引き続き委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について審議を行うとともに、平成18年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告を行うなど、計画に沿った運営を行う。

リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」（平成16年7月1日委員会決定）において今後の取組と活動の方向として掲げられている諸課題を踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発や委員会が開催した意見交換会の評価について調査審議し、随時、取りまとめ
- ・食育基本法を踏まえ、食育の推進に貢献するための委員会の役割、具体的には、食品の安全性に係る情報提供の在り方や意見交換の推進方策について調査審議し、随時、とりまとめ
- ・平成18年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成19年3月ごろ）

本年度においては、リスクコミュニケーション専門調査会を5回開催した。その中で、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発について審議を重ね、9月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて（案）」として現時点で取組可能と考えられる改善の方向について取りまとめ、9月7日から10月6日まで国民からの意見・情報の募集を行い、寄せられた9件の御意見を踏まえ、本案を修正した後、平成18年11月16日の食品安全委員会第168回会合で審議し、決定した。今後は、「今後検討すべき内容」とされた以下の項目について、更に検討していく。

- ・リスクコミュニケーションの検証
- ・審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方
- ・地方自治体との協力
- ・諸外国との連携
- ・食育

緊急時対応専門調査会の開催

おおむね2～3ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」に基づいた、緊急時訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

本年度においては、緊急時対応専門調査会を2回開催した。8月21日開催の第18回会合においては、平成18年度の緊急時訓練の計画及び第1回訓練（机上シミュレーション）の設定について検討した。また、10月30日開催の第19回会合においては、9月に実施した第1回訓練の結果及び課題並びに第2回訓練（実動訓練）の設定について審議を行った。

食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

また、ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対応し、関係する専門調査会において、分科会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用するとともに、開催回数の計画的拡充を図る。

平成18年4月1日から10月31日までの各専門調査会の開催回数は以下のとおりである。

- | | |
|------------------|-----|
| ・ 添加物専門調査会 | 7回 |
| ・ 農薬専門調査会 | 17回 |
| ・ 動物用医薬品専門調査会 | 11回 |
| ・ 器具・容器包装専門調査会 | -回 |
| ・ 化学物質専門調査会 | -回 |
| ・ 汚染物質専門調査会 | 2回 |
| ・ 微生物専門調査会 | 4回 |
| ・ ウイルス専門調査会 | 3回 |
| ・ プリオン専門調査会 | 4回 |
| ・ かび毒・自然毒等専門調査会 | 1回 |
| ・ 遺伝子組換え食品等専門調査会 | 3回 |

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 新開発食品専門調査会 6回 ・ 新開発食品・添加物専門調査会合同WG -回 ・ 肥料・飼料等専門調査会 1回 ・ 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会 1回 (薬剤耐性菌に関するWG) ・ 汚染物質・化学物質専門調査会合同WG 3回 (清涼飲料水(化学物質)) <p>印については、合同専門調査会の開催回数を除外している。 なお、ポジティブリスト制度の導入に伴い、農薬専門調査会に分科会(部会)等として、幹事会(5回開催)、総合評価部会(計10回開催)及び確認評価部会(計2回開催)が設置され、農薬専門調査会の開催回数を17回としている。</p>
	<p>2 平成17年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成19年度食品安全委員会運営計画の作成</p> <p>平成17年度食品安全委員会運営状況報告書の作成(平成18年5~6月ごろ)</p> <p>平成17年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<p>6月14日開催の企画専門調査会第15回会合において、平成17年度食品安全委員会運営状況報告書(案)について審議を行い、7月6日開催の第151回委員会会合においてこれを決定した。</p>
	<p>平成19年度食品安全委員会運営計画の作成(平成19年2~3月ごろ)</p> <p>平成19年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<p>平成18年度食品安全委員会運営計画に基づき、平成19年2~3月ごろに企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p>	<p>1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定</p> <p>危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン(評価基準、評価指針、評価の考え方等)について、具体的な策定スケジュールを取りまとめた上で、計画的に策定を進める。</p> <p>なお、平成17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」については、引き続き試行を行い、早期に確定版を策定する。</p> <p>特に、平成17年度に着手した「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準(仮称)」の策定については、平成18年度末までに作業を終える。</p> <p>なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用する。</p>	<p>微生物・ウイルス合同専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」(案)(以下、「評価指針」(案)とする。)をとりまとめ公表するとともに、この評価指針(案)に従って評価案件の候補を決定した上でそれぞれのリスクプロファイル(対象となる食品衛生上の問題を整理し概要を簡略にまとめた文書)を作成し、これを用いて、優先度の高い4案件(カンピロバクター、サルモネラ、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス)について検討を開始したところである。</p> <p>また、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準(仮称)」については、遺伝子組換え食品等専門調査会の下に基準の作成に関する打合せ会を定期的開催し、草案作成の作業を進めているところである。</p> <p>なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、平成17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用することとしており、本年度については、5研究領域8課題を決定した。</p> <p>具体的な研究領域及び課題については、5頁の「5 食品健康影響評価技術研究の推進」を参照</p>
	<p>2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討</p> <p>委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管</p>	<p>9月27日開催の企画専門調査会第16回会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について点検・検討を行い、「ひじき中の無機ヒ素に関する食品</p>

理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。

これらの情報・意見等を企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。

なお、緊急・特段の評価案件については、適宜、委員会において対応する。

また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。

健康影響評価」、「クロロプロパノール類に関する食品健康影響評価」及び「フランに関する食品健康影響評価」等5案件について、12月4日開催の第17回会合において更に調査審議を行い、案件候補を決定後、委員会において審議する。

なお、平成17年度に企画専門調査会において選定された案件候補である「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」については、食品安全委員会において、米国、カナダ以外の国から輸入される牛肉等について現時点で国を特定して直ちに自ら評価を開始するのではなく、まずは情報収集により現状を把握するとともに、輸入牛肉のリスク評価の進め方や評価に必要な項目について検討することとされ、プリオン専門調査会で審議を進めている。

また、平成17年度の企画専門調査会における点検・検討の際に、管理状況を含め情報を整理して公表することとしていた「ビタミンAの過剰摂取」についてファクトシートを公表した。

3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

特に平成18年5月に施行される改正食品衛生法に基づき導入されるいわゆるポジティブリスト制度については、評価体制の拡充を図り、暫定基準等に係る食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

平成17年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、18年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

また、清涼飲料水及びポジティブリストに係る暫定基準等に係る評価案件については、評価対象となる基準の数が膨大であるため、リスク管理機関からデータが提出されたものから順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

さらに、委員会が自ら食品健康影響評価を行うこととされた食中毒原因微生物に関しては、17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」に基づき、評価対象の優先順位付けを行い、優先度の高いものから順次、評価作業を進める。

本年度においては、厚生労働省及び農林水産省から、98品目について食品健康影響評価の要請を受けている。平成15年度から平成17年度に評価要請を受けたものも含め、各専門調査会及び委員会において、着実に食品健康影響評価を行い、34品目について評価結果を取りまとめ、各省に通知している。

また、清涼飲料水に係る評価案件については、汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループにおいて調査審議を進めているところであり、ポジティブリストに係る暫定基準等に係る評価案件については、厚生労働省から示された「平成18年度における評価依頼計画」に基づき、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(第149回食品安全委員会決定)により調査審議を進めている。

さらに、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案)」については、6月に取りまとめ公表した。同年10月には、これに従い優先度の高い評価案件の候補についてリスクプロファイル(対象となる食品衛生上の問題を整理し概要を簡略にまとめた文書)を作成し公表した。今後は、これを用いて優先度の高い4案件(カンピロバクター、サルモネラ、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス)について検討を重ねることとしている。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に対し、平成18年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、18年9月ごろ及び19年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

平成17年10月から18年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目(7分野33品目)及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目(6分野25品目)について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、各省に対し、評価結果に基づく施策の実施状況に関する5回目の調査を行い、平成18年10月19日の第164回委員会会合においてその結果を報告した。

また、6回目の調査として、平成18年4月から9月までの間に通知した食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を調査する。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価(リスク評価)の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を推進する。

また、食品の安全性の確保に関する試験研究の推進を図るため、委員会、厚生労働省及び農林水産省の申し合わせにより、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議(以下、「連絡調整会議」)」を平成17年1月31日に設置した。平成17年度は、食品の安全性の確保に関する研究の重要性を第3期科学技術基本計画に反映させるため、連絡調整会議において「食品の安全・消費者の信頼の確保に関する研究開発の推進について(委員会、厚生労働省、農林水産省)」を取りまとめ、総合科学技術会議の下に設置されているライフサイエンス分野推進戦略プロジェクトチームに提出するなど、厚生労働省及び農林水産省とも連携を図ったところである。平成18年度においても、引き続き、連絡調整会議を適宜開催するなど、三府省相互間の連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究の更なる推進を図ることとする。

平成18年度新規食品健康影響評価技術研究については、4月13日の食品安全委員会第139回会合において、次の5研究領域8課題が研究課題として決定した。

平成18年度食品健康影響評価技術研究の採択課題一覧

領域名：化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域

課題名：メチル水銀とダイオキシンの複合曝露による次世代の高次脳機能のリスク評価手法

課題名：一般集団およびハイリスク集団への食品中有害物質の曝露評価手法の開発

領域名：食品に起因するvCJDのリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法の開発に関する研究領域

課題名：BSEのリスク評価とサーベイランスの効果的手法の研究：北海道の場合

課題名：vCJDリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法に関する研究

領域名：食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域

課題名：非加熱喫食食品から検出されるリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価に関する研究

課題名：生食用カキに起因するノロウイルスリスク評価に関する研究

領域名：健康食品等の安全性評価法に関する研究領域

課題名：いわゆる新開発食品等の安全性評価法の開発に資する生体反応メカニズム研究

領域名：リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域

課題名：双方向情報交換実験によるIT活用型リスクコミュニケーション手法に関する研究

平成17年度に採択した食品健康影響評価技術研究の中間評価については、4月27日の食品安全委員会第141回会合において、以下のとおり決定した。

平成17年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

領域名：化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域

課題名：環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討
評価結果：継続

		<p>領域名：食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域 課題名：器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究 評価結果：継続</p> <p>領域名：プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域 課題名：BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取 シート蛋白の体内動態 評価結果：研究計画の改善が必要</p> <p>領域名：微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域 課題名：多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究 評価結果：研究計画の改善が必要</p> <p>領域名：タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域 課題名：免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究 評価結果：継続</p> <p>領域名：食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域 課題名：定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究 評価結果：継続</p> <p>領域名：食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域 課題名：効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究 評価結果：継続</p> <p>課題名：食品災禍時のリスクコミュニケーションの実態調査(風評被害を含む)及び災禍の性格分類 評価結果：継続</p>
<p>第4 リスクコミュニケーションの促進</p>	<p>1 意見交換会等の開催 食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成16年7月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を取りまとめたほか、現在、リスクコミュニケーション専門調査会において効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等に関する審議を行っているところであり、これらを踏まえ、18年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。 この意見交換会においては、国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図る。 また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方</p>	<p>昨年度に引き続き「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえ、関係各省と連携して全国各地で49回の意見交換会を開催した。 これらの意見交換会は、米国産牛肉輸入問題や残留農薬等のポジティブリスト制度をテーマに行ったもののほか、ヨーロッパにおけるリスク評価への消費者関与や、世界におけるBSEリスクとその評価について、海外から専門家を招聘して行った。 また、地方公共団体との連携を強化し、全国的なリスクコミュニケーションの更なる推進を図るため、地方公共団体との共催による意見交換会を5回(沖縄県、徳島県、札幌市、岐阜県及び富山県)開催した。 意見交換会を含むリスクコミュニケーションの効果的な手法について取りまとめた</p>

<p>公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。</p> <p>このほか、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件については、意見聴取会等を開催するとともに、十分なリスクコミュニケーションを行えるよう、その実施体制の拡充を図る。</p>	<p>「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を平成18年11月16日開催の食品安全委員会第168回会合において決定したところであり、今後は、これに基づき、より効果的なリスクコミュニケーションの推進を図る。</p>
<p>2 リスクコミュニケーション推進事業の実施</p> <p>食品安全委員会が行うリスク評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、より一層国民の理解を得るため、引き続き、リスクコミュニケーションの推進に努めるとともに、リスクコミュニケーションへの参加者の裾野を広げ、また、食育の推進にも資する観点から、新たに、地域における食品安全セミナーを積極的に推進するため、関連団体やNPO等が行うセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う。</p>	<p>地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するため、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」として、地域の食品関係者を対象に、食品の安全性に係るリスクコミュニケーションに関する基礎的な講習等を実施している。10月18日に1回目を東京都において実施し、今後全国12カ所で随時開催する予定である。また、本講座の受講者が、ここで得た知識・経験を踏まえ、地域におけるリスクコミュニケーションを推進し、情報・理解の裾野を広げるための活動ができるよう、継続的に情報提供する。</p> <p>併せてこれらの者が各地での普及活動に利用できるよう、リスク分析の考え方をわかりやすく説明した内容のDVDを今後制作する。</p>
<p>3 全国食品安全連絡会議の開催（平成18年9月ごろ）</p> <p>委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。</p> <p>この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。</p>	<p>9月26日に平成18年度全国食品安全連絡会議を開催し、「食品健康影響評価における科学とリスクコミュニケーション」をテーマとした講演、委員会や地方公共団体（熊本県及び尼崎市）の取組についての報告を行った後、意見交換を行った。</p> <p>今後も引き続き、委員会からの情報発信をはじめリスクコミュニケーションについて、地方公共団体との更なる連携を図る。</p>
<p>4 食品安全モニターの活動</p> <p>食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。</p> <p>また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成18年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。</p>	<p>平成18年度食品安全モニターについては、4月1日に応募総数1,521名の中から470名（うち再依頼者111名）を依頼し、食品安全行政等に関する意見等について305件の随時報告を受け付け、関係行政機関にも回付するとともに、毎月、委員会会合において報告している。さらに、「食の安全性に関する意識等について」の課題報告を実施し、その結果について委員会に報告するなど、委員会の取組のための参考としている。</p> <p>また、食品安全モニターに対し委員会の取組等について知識と理解を深めていただくとともに、意見交換を行うため、5月26日から6月28日までに、全国7会場で10回（東京3回、大阪2回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）の食品安全モニター会議を開催した。</p> <p>今後も引き続き、委員会の取組に資するよう、適切なテーマ設定による課題報告の実施等に努めていく。</p>
<p>5 情報の提供・相談等の実施</p> <p>国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、</p>	<p>委員会のホームページについて、よりわかりやすい情報提供のためにリニューアルを行うとともに、「BSE及びvCJD」、「食中毒」、「鳥インフルエンザ」、ファクト</p>

より積極的な情報提供を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。

また、国民の関心が高いテーマについて、正確でわかりやすい情報の発信に努める。特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、マスメディア関係者との間で定期的に意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。

シート（「ビタミンAの過剰摂取による影響」）などのトピックスのページや、大豆イソフラボンに関する食品健康影響評価についてのポイントやQ & Aを掲載又は随時更新するなど、わかりやすい情報発信に努めている。これに加えて、紙媒体によるわかりやすい情報発信を図るため、季刊誌「食品安全」を発行し、大豆イソフラボンについての食品健康影響評価等について掲載するとともに、パンフレット及びリーフレットのリニューアル、子供向けリーフレットの新規作成を行った。

また、本年6月より、食品安全委員会等の結果概要や食品安全委員会ホームページ新着情報等について、電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）を原則毎週金曜日に行っており、約3,200名の会員に配信している

食の安全ダイヤルについては、一般消費者等から約400件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q & Aを作成し、ホームページに掲載している。

さらに、6月及び9月にマスメディア関係者との間で意見交換を行ったところであり、引き続き定期的に行う。

加えて、情報提供のサービスの一環として、6月上旬より、報道関係者に対して、当委員会開催案内などのプレスリリースについて、電子メールによる配信を行っている。

今後も引き続き、ホームページ掲載内容の更なる充実、季刊誌における適切なテーマの設定等に努めるとともに、マスメディアへの正確な情報提供に努めていく。

6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

毎月2回程度、関係府省リスクコミュニケーション担当者会議を開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催の時期、テーマ、具体的内容、方向性等リスクコミュニケーションに関する計画について必要な調整を行っている（12回開催）

今後も引き続き、食品に関するリスクコミュニケーションの推進に必要なリスク管理機関との調整を行う。

7 食育の推進への貢献

平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の増進を図る。

ホームページ、パンフレット、リーフレット、季刊誌等を通じ、食品の安全性に関する情報提供を行うとともに、意見交換会を48回開催したほか、新たに、リスク分析の考え方や食品安全委員会の役割をわかりやすく解説した子供向けリーフレットを作成した。

また、6月5日に「リスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるか」をテーマとした意見交換会を開催した。

さらに、6月24日に大阪市において開催された第1回食育推進全国大会において、委員会も内閣府食育推進室と合同で出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネルの展示やアンケートを実施した。

平成18年11月16日開催の食品安全委員会第168回会合において決定した「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」において、今後検討

		すべき内容として食育を掲げており、今後同専門調査会において更に検討していく。
第5 緊急の事態への対処	<p>1 緊急時訓練の開催 食品に関わる緊急事態が実際に発生した際、迅速で適切な対応を行うためには平時より緊急事態に対する高い意識を持ち、行動手順等に関するチェックを万全にしておくことが重要である。このため、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」に基づいた緊急時訓練を行い、（1）初動の迅速性・適確性の確認（2）初動以降の対応における適確性の確認、（3）緊急時対応要員を中心とした危機発生時の実践的対応能力の向上等を図る。</p> <p>2 事後検証並びに緊急時対応要綱及び指針の見直し 緊急時対応専門調査会において、緊急時訓練で明らかになった対応の問題点を踏まえ、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」の改善点等を検証し、必要に応じ、見直しを行う。</p> <p>3 緊急事態への対処体制の整備 「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」の基本的な対処体制に加え、（1）緊急時対応に備えた事前準備のあり方、（2）緊急時を想定した訓練及び当該訓練に係る事後検証により抽出された課題等への対応のあり方等に関する強化方策について検討し、必要に応じ、体制整備を行う。</p>	<p>平成18年度は3回の訓練を計画し、まず「食品安全委員会が対応すべき緊急事態についての展開イメージの共有」をするため、第1回目の訓練（机上シミュレーション¹）を9月20日に実施した。</p> <p>第2回目は、「緊急時対応の動作確認、適確性の確認を行うとともに、実践能力の向上を図る」ことを目的とし、大規模食中毒が発生し緊急対策本部を設置することが決まったという状況を設定し、平成18年12月1日に実動訓練²を実施したところである。</p> <p>なお、第3回目は第1回目第2回目の訓練を通して、緊急時対応の課題部分を強化するため、要素訓練³を行う予定である。</p> <p>1 机上シミュレーション：実際に体を動かすものではなく、机上で、設定に沿ってイメージ力をふくらませ、対応等の議論を行う訓練。</p> <p>2 実動訓練：設定に沿った情報や状況に基づき、訓練参加者が実際の緊急時対応を模擬する訓練。</p> <p>3 要素訓練：緊急時対応の1要素（1過程）のみを取り出して行う訓練。形式は実動、シミュレーション、勉強会等様々な形式がある。</p> <p>緊急時対応専門調査会で、各訓練の結果と課題について審議した後、3回の訓練の結果と課題についてとりまとめることとしており、10月30日開催の緊急時対応専門調査会第19回会合において、9月に実施した第1回訓練の結果と課題について審議を行ったところである。</p> <p>緊急時対応専門調査会で、各訓練の結果と課題について審議した後、3回の訓練の結果と課題についてとりまとめることとしており、10月30日開催の緊急時対応専門調査会第19回会合において、9月に実施した第1回訓練の結果と課題について審議を行ったところである。</p>
第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	<p>1 食品の安全性の確保に係る研究者・専門家等のデータベース化 委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集、整理及び活用し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制を確立するため、平成16年度から18年度までの3年計画により、「食品安全総合情報システム」を整備することとしている。</p> <p>平成18年度においては、関係機関、食品の安全性等に関する学会及び研究発表論文等から食品の安全性確保に関する情報を収集し、当該情報に基づき、適切なリスク評価の推進と</p>	<p>委員会が収集する国内外の食品の安全性の確保に関する情報を蓄積・整理するデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を16年度からの3年間で整備することとしており、平成16年度、17年度整備分については委員会のホームページ上で運用を開始している。</p> <p>平成18年度構築予定の人材情報データベースについては、含めるべき研究成果、研</p>

	<p>積極的な人材の登用及び育成を図るため、食品のリスク評価に関し知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを構築し、食品安全総合情報システムを活用した最新かつ正確な食品安全情報を迅速に収集・提供する体制の確立を推進する。</p>	<p>研究者等の情報を収集中である。11月中にシステム構築作業も開始し、平成19年3月始めに試験運用を経て運用開始する予定である。</p>
	<p>2 国際会議等への参加 コーデックス委員会(Codex Alimentarius Commission)各部会、経済協力開発機構(OECD)タスク・フォース会合、国際獣疫事務局(OIE)総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。 また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p>	<p>本年度においては、コーデックス委員会各部会、OECDタスク・フォース、OIE総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し(15回)必要に応じ情報の共有を図っている。 今後も引き続き、これら国際会議等に委員等を派遣し、必要に応じ、情報の共有及び発信に努める。 また、欧州食品安全機関でリスクコミュニケーションを担当するA.ガッサン部長及びスイス連邦獣医局伝達性海綿状脳症(TSE)調整官のD.ハイム博士を招へいし、食品安全に係る意見交換会等を実施している。今後も引き続き海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p>
<p>第7 食品の安全性の確保に関する調査</p>	<p>以下に掲げる分野ごとに、調査の内容等について検討し、平成18年6月ごろまでに、18年度に実施すべき調査課題を選定する。 なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定する。</p> <p>国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集 リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、食品等の安全性の確保に関する実態調査 毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積 委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、国内、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査</p> <p>また、選定した調査課題については、実施計画を食品安全委員会ホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>	<p>本年度においては、6月までに15課題を調査課題として計画的に選定し、現在、調査を実施している。各分野ごとの調査課題数は以下のとおりである。 国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査：10課題 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集：1課題 リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、食品等の安全性の確保に関する実態調査：1課題 毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積：0課題 委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、国内、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査：3課題</p> <p>上記以外にも新たな調査課題を選定中であり、現在、必要な手続きを行っている。 また、選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関、契約金額等を食品安全委員会ホームページ等に随時公開している。</p>

なお、特段の断りがない限り、平成18年10月31日現在の実績とする。